令和3年6月2日 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務」の評価について(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

1 争未仍似安守	
事項	内 容
実施行政機関等	環境省
事業概要	本事業は、水質汚濁物質排出量総合調査(以下「総合調査」とい
	う。)における調査関係用品の印刷・配布、調査客体名簿の作成、
	電子調査票の作成、調査票の回収・受付・督促、照会対応、個票検
	査、データ入力、調査結果集計・分析及び報告書作成等に係る業務
	並びに水質汚濁防止法等の施行状況調査(以下「施行状況調査」と
	いう。)における個票検査、調査結果集計・分析及び報告書作成等
	に係る業務である。
	なお、総合調査は平成 29 年度、令和元年度及び令和3年度の隔
	年実施である。
実施期間	平成29年7月7日~令和4年3月31日
受託事業者	株式会社ピーシーサポートサービス
契約金額(税	44,000,000円(単年度当たり:12,500,000/3,250,000円)
抜)	
入札の状況	2者応札(説明会参加=3者/予定価内=1者)
事業の目的	総合調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁
	物質の排出量等の動向を明らかにし、排水基準の設定及び見直しの
	ための基礎資料を整備することを目的とする。
	施行状況調査は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法
	及び湖沼水質保全特別措置法に定められた各規定の施行状況につ
	いて、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政
	の円滑な推進に資することを目的とする。
選定の経緯	本事業については、より高い質の確保を図るという観点から、公

共サービス改革基本方針(平成20年12月19日閣議決定)別表において、新規事業として決定されたもの。

Ⅱ 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

環境省から提出された平成 29 年 7 月から令和 3 年 1 月までの実施状況についての報告(別添)に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(=) ///23(=//)	19 「八の天旭八谷に関する計画							
事 項	内	容						
確保されるべ	以下のとおり、履行されている。							
き質の達成状	また、以下の水準を総合的に見て判断することとされている。							
況	確保されるべき水準 (一例)	評価						
	目標回収率							
	(ア) 水質汚濁物質排出量総合	(ア) 平成 29 年度 73.7%						
	調査において、各年度の調	(調査対象数:33,062 事						
	査票の回収率は 80%程度	業所)						
	を目標とする。	令和元年度 73.9%						
		(調査対象数:32,012 事						
		業所)						
	(イ) このため、調査協力依頼及	(イ) 受託事業者は調査票未提						
	び督促については、これが	出の調査客体に対して電						
	効果的に行われなければ	話等による督促を行っ						
	ならない。また、照会対応	た。平成 29 年度は 9,037						
	については適切に行われ	事業所に対し督促を行						
	なければならない。	い、2,151 事業所から調査						
		票の提出があり、令和元						
		年度は 9,328 事業所に対						
		し督促を行い、4,121事業						
		所から調査票の提出があ						
		った。						

また、照会対応について は、総合調査において平 成29年度は2,099件、令 和元年度は2,169件と照 会があり、適切に照会対 応が行われたことが受託 事業者から報告された。

結果の正確性

両調査において、一連の業務を通して、各年度の結果の正確性が確保されなければならない。このため、各調査の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務が適正かつ確実に履行されなければならない。

調査客体からの照会及び疑義照 会の対応について、実施要項の 調査票審査項目に基づく審査を 実施するなど、適切に行われた。

以上を総合的に判断し、確保されるべき質について、達成されていると評価する。

民間事業者からの改善提案

- ・ホームページにおいては、記入例及びオンライン回答方法について も掲載した。また、ナビダイヤルの機能を利用し、時間外アナウンス 等、利用者への案内を丁寧に行うこととした。
- ・郵便未達情報は都道府県及び水質汚濁防止法政令市に提供し、最新の情報により補完可能な場合は再送のため所在地情報等を追記した。
- ・調査客体からの回答について、過年度の調査結果と数値が大きく乖離している場合、現実的な濃度や測定回数になっていない場合について注意し、審査を行った。
- ・作業のマニュアル化により、効率性、確実性を高めた。
- ・作業の機械化、定型化によりデータ集計の効率性、確実性を高めた。

(3) 実施経費(税抜)

実施経費について、本事業は総合調査及び施行状況調査の両調査を実施する年度と施行状況調査のみを実施する年度があるが、同条件で検証するため、両調査を実施する年度を比較することとする。

下記のとおり、市場化テスト前の平成 20 年度における調査と比較すると 40% (850 万円) の削減を達成している。

2期目でも28%の経費削減ができており、競争性の確保による効果が発揮されたと評価できる。また、大きく減額できたことの要因の1つに、契約期間を5年間にしたこと

で2年目以降の調査・分析等の効率化・人員削減が可能となったことによる経費削減効果があったと考えられる。

項目	平成 20 年度 (従前経費)	第2期 (平成25、27年度)	第3期 (平成29年度、 令和1、3年度)
経費	21,000 千円	約 15, 200 千円	12,500 千円
増減額	_	-5,800 千円	-8,500 千円
増減率	_	28%減	40%減

(4) 競争性改善のための取組

競争性改善のため、環境省が行った取組は次のとおりである。

- ①共同体による参入の許容
- ②業務の一部再委託可能であることを明確化
- ③入札参加資格の拡大
 - ・等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「A」、「B」又は「C」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大
 - ・事業資格、実績について、実績を2万件程度の調査票の保存、処理から、2千 件程度に緩和
 - ・業務の主たる従事者に求めていた、「環境計量士 (濃度関係)」及び「情報処理技 術者試験」等の技術系資格を、資格の保有を問わないに変更

④業務量の削減

紹介対応マニュアル作成の免除、「依頼文」及び「送付用封筒」(約 24,000 枚) は環境省において準備

⑤スケジュールの見直し

公告開始から提案書提出までの期間を、従来の1ヶ月半程度から、2週間程度 延長

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標回収率及び結果の正確性を総合的に見て判断するとしており、総合的に判断し、目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、ホームページに記載例やオンライン回答方法を掲載する等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、(3)実施経費(税抜)のように 40%減と、一定の効果があっ

たものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現 が達成されたものと評価できる。

しかし、2者応札であったものの、入札に参加したもう1者は予定価格から大きく超過しており、競争性の確保がなされたとは言い難い結果となった。この点、「(4)競争性改善のための取組」に記載のとおり取組を実施したものの、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令 違反行為等もなかった。また、今後は、環境省本省に設置している外部有識者で構成さ れる契約監視会議(物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会)において、事業実施 状況のチェックを受けることが予定されている。

(6) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(5)評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス 運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定) II. 1.

(2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、環境省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、環境省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

また、引続き、共同事業体による参入や一部業務の再委託が可能とされていること 等、一層の広報及び、目標回収率の位置付けと周知に十分配慮されたい。

なお、今後の契約の状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業 として再選定されることもある。

令和3年4月14日 環境省水・大気環境局水環境課

民間競争入札実施事業

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施状況報告 基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

I 事業の概要等	
事項	内容
事業概要	本事業は、水質汚濁物質排出量総合調査(以下「総合調査」という。)における調査関係用品の印刷・配布、調査客体名簿の作成、電子調査票の作成、調査票の回収・受付・督促、照会対応、個票検査、データ入力、調査結果集計・分析及び報告書作成等に係る業務並びに水質汚濁防止法等の施行状況調査(以下「施行状況調査」という。)における個票検査、調査結果集計・分析及び報告書作成等に係る業務である。 なお、総合調査は平成29年度、令和元年度及び令和3年度の隔年実施である。
実施期間	平成29年7月7日から令和4年3月31日まで
受託事業者	株式会社ピーシーサポートサービス
契約金額(税抜)	44, 000, 000 円
入札の状況	2者応札(説明会参加=3者/予定価内1者)
事業の目的	総合調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を明らかにし、排水基準の設定及び見直しのための基礎資料を整備することを目的とする。施行状況調査は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に定められた各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的とする。
選定の経緯	本事業については、より高い質の確保を図るという観点から、公共サービス改革基本方針(平成20年12月19日閣議決定)別表において、新規事業として決定されたもの。
特記事項 (改善指示・法令違 反行為等の有無)	特になし

Ⅱ 確保されるべき質の達成状況及び評価

- 1. 事業の質に関する評価
- (1)「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査における民間 競争入札実施要項」(以下「実施要項」という。)において、業務遂行にあたり確保 されるべき質として求められるものとした回収率及び結果の正確性に関する民間事 業者の実施状況及び評価は次のとおりである。

① 実施状況

- a 回収率
- ア) 回収率の状況

総合調査における回収率については、表1のとおり平成29年度が73.7%、令和元年度が73.9%であり、回収率目標値の80%程度を下回った。

なお、水質汚濁防止法第14条第1項により排水濃度の測定・記録・保存は事業体の義務として定めてある。本調査は、これらのデータについて、統計を作成することを目的として、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査として協力をお願いした統計調査である。

1	女工 心目開生における開生名件数、自自然やより自然								
		平成 29 年度	令和元年度	目標回収率					
	調査客体数	33, 062	32, 012	_					
	回答数	24, 376	23, 651	_					
	回収率	73. 7%	73. 9%	80%程度					

表1 総合調査における調査客体数、回答数および回収率

イ) 督促等の状況

受託事業者は調査票未提出の調査客体に対して電話等による督促を行った。督促件数および督促により提出された回答数は、表2のとおりである。

`_:		D H 1/C 3/(4) 0 0 0	HICK-SK SH
		平成 29 年度	令和元年度
	督促件数	9, 037	9, 328
	督促による回答数	2, 151	4, 121

表2 総合調査における督促数および督促による回答数

b 結果の正確性

ア)調査客体からの照会への対応

調査客体からの回答精度等の向上のため、調査客体からの照会対応を行った。受託事業者が行った調査客体からの照会への対応の状況を以下にまとめる。

平成 29 年度総合調査では、平成 29 年 10 月 1 日~平成 29 年 12 月 31 日の期間に 問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、表 3-1 のとおり電話・FAX で 2,099 件、電子メールで 600 件あった。

令和元年度総合調査では、令和元年 10 月 1 日~令和元年 12 月 31 日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、表 3-2 のとおり電話・FAX で 2,169 件、電子メールで 255 件あった。

また、調査客体の利便性向上のため、受託事業者はホームページ上に、「よくある 問合せ内容」を掲載し、調査票や記入要領等がダウンロードできるページを開設し た。

表3-1 調査客体からの照会件数 (平成29年度総合調査)

	77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77									
	方	法別	内				容別			
	電話	電子	調	調査票個別内容			全般	苦情	再送	住所
月	• FAX	メール	A	В	С	D			依頼	変更
10 月	1,912	483	98	463	28	33	1,686	15	19	53
11月	178	105	9	33	5	3	169	4	0	60
12月	9	12	0	2	0	0	19	0	0	0
計	2,099	600	107	498	33	36	1,874	19	19	113

凡例 A:産業分類の記入

B:稼働コード、排水量又は排水処理方法の記入

C:生活環境項目に係る排水濃度の記入D:有害物質に係る排水濃度の記入

表3-2 調査客体からの照会件数(令和元年度総合調査)

	方法	内				容別				
	電話	電子	誹	調査票個別内容			全般	苦情	再送	住所
月	• FAX	メール	Α	В	С	D			依頼	変更
10 月	1,876	182	86	232	44	18	1,556	20	62	40
11月	219	61	3	14	3	1	234	8	11	6
12月	74	12	0	1	1	0	82	0	2	0
計	2, 169	255	89	247	48	19	1,872	28	75	46

凡例 表3-1と同様

イ) 疑義照会対応

総合調査において、受託事業者は調査客体から回答のあった調査票について、実施要項の調査票審査項目に基づく審査を実施した。回答されるべき項目が欠如している等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行った。また、回答内容に疑義が生じた場合も照会を実施した。

疑義照会件数は、表4-1のとおりである。

表4-1 調査票の疑義照会対応件数 (総合調査)

	事業場数	件数	調	査票個	別内容	別		
	学未 物效	一一一一一一一一一	A	В	С	D		
平成 29 年度	630	630	22	237	336	35		
令和元年度	744	744	30	284	404	26		
計	1, 374	1, 374	52	521	740	61		

凡例 表3-1と同様

施行状況調査において、受託事業者は自治体から報告のあった調査票について、 実施要項の調査票審査項目に基づく審査を実施した。報告されるべき項目が欠如し ている等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行っ た。また、報告内容に疑義が生じた場合も照会を実施した。

疑義照会対応件数は、表4-2のとおりである。

表4-2 調査票の疑義照会対応件数(施行状況調査)

	照会対象	照会内容別				
年度	自治体数	届出	水濁法	瀬戸内海法	その他	
	日何件刻		事業場数	事業場数		
平成 29 年度	42	12	33	10	3	
平成 30 年度	44	14	28	8	3	
令和元年度	40	21	30	4	3	
令和2年度	45	23	39	3	3	
計	171	70	130	25	12	

② 評価

回収率については、① a のとおり目標回収率を下回ったが、督促については適切に実施されていた。原因の一つに、調査開始時期が 10 月と遅く、調査期間も 1 ヶ月と短いことがあるため、改善に向けては調査計画の変更を含めた検討が必要であると考える。結果の正確性については、①b のとおり調査対象者に対して適切に疑義照会がなされていた。総じて公共サービスの質は確保されたものと評価する。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

公共サービスの質の向上及び委託業務の適正な実施を図るため、業務調達時や業務実施時における民間事業者から提案のあった主な改善事項については、次のとおり実施されている。

① 改善状況

- ・ ホームページにおいては、記入例及びオンライン回答方法についても掲載した。 また、ナビダイヤルの機能を利用し、時間外アナウンス等、利用者への案内を丁寧 に行うこととした。
- 郵便未達情報は都道府県及び水質汚濁防止法政令市に提供し、最新の情報により 補完可能な場合は再送のため所在地情報等を追記した。
- ・ 調査客体からの回答について、過年度の調査結果と数値が大きく乖離している場合、現実的な濃度や測定回数になっていない場合に注意して審査を行った。
- 作業のマニュアル化により、効率性、確実性を高めた。
- 作業の機械化、定型化によりデータ集計の効率性、確実性を高めた。

② 評価

本事業については、①改善状況を踏まえ、公共サービスの質の要求水準を満たしている。

2. 実施経費についての評価

本事業においては、総合調査及び施行状況調査の両調査を実施する年度と施行状況調査のみを実施する年度があるが、同条件で検証するため、両調査を実施する年度を比較することとする。

表5のとおり、市場化テスト前の平成20年度における調査では21,000千円の経費を要した一方、平成29年度、令和元年度及び令和3年度における調査では12,500千円であることから、8,500千円(40%)削減されている。また、調査1件あたりの経費でも同様に削減されている。これは、契約期間を5年間にしたことで2年目以降の調査・分析等の効率化・人員削減が可能となったことによる経費削減効果があったものと評価することができる。

表 5 従来経費及び実施経費の比較

項目	平成 20 年度 (従前経費)	第2期 (平成25、27年度)	第3期 (平成29年度、令 和元、3年度)
経費	21,000 千円	約 15, 200 千円	12,500 千円
増減額	_	-5,800 千円	-8,500 千円
増減率	_	28%減	40%減
調査1件あたりの経費	538 円	477 円	368 円
調査1件あたりの増減額	_	-61 円	-170 円
調査1件あたりの増減率	_	11%減	32%減

Ⅲ. 競争性改善のための取組

競争性の改善を目的に、以下の取組を実施した。

- (1) 共同体による参入の許容
- (2) 業務の一部再委託可能であることを明確化
- (3)入札参加資格の拡大
 - ・等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「A」、「B」又は「C」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大
 - ・事業資格、実績について、実績を2万件程度の調査票の保存、処理から、2 千件程度に緩和
 - ・業務の主たる従事者に求めていた、「環境計量士 (濃度関係)」及び「情報処理技術者試験」等の技術系資格を、資格の保有を問わないに変更
- (4)業務量の削減

紹介対応マニュアル作成の免除、「依頼文」及び「送付用封筒」(約24,000 枚)は環境省において準備

(5) スケジュールの見直し

公告開始から提案書提出までの期間を、従来の1ヶ月半程度から、2週間程 度延長

上記のとおり競争性を改善するための取組を実施してきたところ、2者から応札され、予定価格内であった1者が落札された。しかしながら、応札された他の1者の入札価格は予定価格より大幅に超過していた。また、入札説明会に参加したものの応札されなかった業者にヒアリングしたところ、今回の業務は、約34,000枚の調査票を取り扱うアンケート分野の他に、オンライン調査票の作成に係るシステム設定の分野及び水質汚濁防止法に関する排水データ等の統計解析を行う分野があり、複数の分野の技術を有する業者となると限定されるのではないかとの回答であった。

本事業においては、上記のとおり共同体による参入を許容するなど、入札参加条件を出来るだけ緩和していることから、更なる新規事業者の参入は難しい状況であると 推測される。

Ⅳ. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

上記II. のとおり、本事業の実施にあたり確保されるべき事業の質として設定された要求水準は満たしている。また、実施経費について、市場化テスト導入前の経費と比較すると、約850万円(40%)削減されており、経費削減の面でも効果が確認できている。

一方、上記のとおり競争性を改善するための様々な取組を実施し、2者から応札されたが、うち1者の入札価格が予定価格より大幅に超過していた。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が第3期目の事業実施であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受け、業務に係る法令違 反行為等がなかった。
- ②環境省において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会)を備えている。
- ③入札に当たって、2者が応札したが、うち1者の入札価格が予定価格より大幅に 超過していた。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成して いる。
- ⑤従来経費と契約金額とを比較して、経費削減の点で効果を上げている。

以上のことから、競争性に課題が残るが、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」(平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定)の II の 1

(2) の基準に照らし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了したい。 なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議 を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施機関、入札参加資格、 入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基 づき、環境省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をして まいりたい。

(別紙2) 自己チェック資料

令和3年4月14日 環境省水·大気環境局水環境課

民間競争入札実施事業

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査業務」の 自己チェック資料

- ① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況
 - 1. 競争性の改善を目的に、以下の取組を実施した。
 - (1) 共同体による参入の許容
 - (2) 業務の一部再委託可能であることを明確化
 - (3) 入札参加資格の拡大
 - ・等級を「役務の提供」の「調査・研究」における「A」、「B」又は「C」から「A」、「B」、「C」又は「D」に拡大
 - ・事業資格、実績について、実績を2万件程度の調査票の保存、処理から、 2千件程度に緩和
 - ・業務の主たる従事者に求めていた、「環境計量士(濃度関係)」及び「情報 処理技術者試験」等の技術系資格を、資格の保有を問わないに変更
 - (4)業務量の削減 紹介対応マニュアル作成の免除、「依頼文」及び「送付用封筒」(約24,000 枚)は環境省において準備
 - (5) スケジュールの見直し 公告開始から提案書提出までの期間を、従来の1ヶ月半程度から、2週 間程度延長
 - 2. 情報の開示を目的に、以下の取組を実施した。 本業務の2つの調査の内、1つは隔年で実施しており、年度によって業 務量が変動することから、過年度調査の回収実績を基に業務量を明示した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分

本業務は、約34,000 枚の調査票を取り扱うアンケート分野の他に、オンライン調査票の作成に係るシステム設定の分野及び水質汚濁防止法に関する排水データ等の統計解析を行う分野があり、複数の分野の技術を有する業者となると限定されると考える。

また、本事業においては、①に記載のとおり共同体による参入を許容するなど、入札参加条件を出来るだけ緩和していることから、更なる新規事業者の参入は難しい状況であると推測される。